

『妊婦健康診査』

里帰り出産や東京都外の医療機関等をご利用予定の方へ

★【助成金の支払いをします】

助産所や東京都以外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は、「妊婦健康診査受診票」は使用できません。自己の負担で妊婦健康診査を受診していただくことになります。

この場合は、出産されてから期限までに申請手続きをしていただくと、上限額の範囲内で助成金が支払われます。

申請手続きの期限は、出産日から12か月の間です。

(例：【出産日】令和元年3月25日 → 【申請期限】令和2年3月24日までに申請)

該当する方は、お忘れにならないよう期限までに、別紙「東大和市妊婦健康診査費助成金支給申請書」にご記入の上、必要書類等を添えて担当窓口まで申請してください。

◇《必要書類等》

1. 母子健康手帳

○手帳の交付日が確認できる「表紙」の写し ○妊婦健康診査の受診(回数)状況が確認できる「妊娠中の経過」が記載されているページの写し ○「出産の状態」欄のページの写し

2. 未使用の妊婦健康診査受診票

3. 対象の妊婦健康診査に要した額が確認できる領収書の写し(内訳金額が分かるところの箇所もお願いします)

★【申請から結果通知及び助成金支払いまでの流れ】

出産後、期限までに、必要書類等をご持参のうえ、窓口へ申請してください。

※期限を経過すると、助成金を支払うことが出来ませんので、気をつけてください。



助成金決定通知書及び助成金請求書を郵送します。(申請から1か月程度かかります。)

申請者(請求者)ご本人様名義の口座が必要です。



郵送された助成金請求書を返送してください。

申請者(請求者)のご印鑑を押印し、口座名義の番号等を記入後、同封の返信用封筒で返送してください。



助成金の支払いを行います。

申請者(請求者)の指定口座へ振込みます。(請求書返送から1か月から2か月程度かかります。)

【申請及びお問い合わせ先】

東大和市立保健センター

(健幸いきいき部健康推進課 保健係)

〒207-0015 東大和市中央3-918-1

電話：042-565-5211

FAX：042-561-0711

メール：kenkou@city.higashiyamato.lg.jp